

3 原産地規則及び原産地手続

河野良介 *

早野述久 **

近藤直生 +

I. 概要

1. 原産地規則

A) TPP 原産品の類型 (3.2 条及び附属書 3D¹ (品目別原産地規則)) *

各締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める (3.2 条)。

- ① 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産²される産品であつて、3.3 条 (完全に得られ、又は生産される産品) に定めるもの
- ② 一又は二以上の締約国の領域において原産材料³のみから完全に生産される産品
- ③ 一又は二以上の締約国の領域において非原産材料⁴を使用して完全に生産される産品であつて、品目別原産地規則に定める全ての関連する要件を満たすもの

また、附属書 3D の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産され、かつ、次のいずれにも該当する場合には、原産品とする (附 3D 「第 A 節 解釈のための一般的注釈」 2 条) *。

- ① 当該産品の生産に使用される個々の非原産材料が適用可能な関税分類の変更の要件を満たす場合又は当該産品がこの附属書に定める加工の要件、域内原産割合の要件その他の要件を満たす場合
- ② 当該産品が、第 3 章 (原産地規則及び原産地手続) に定める他の全ての関連する要件を満たす場合

* こうの りょうすけ / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

**はやの のぶひさ / 弁護士 / 大江橋法律事務所

+ こんどう なおき / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

¹ 引用する附属書は、特に注記がない限り、3 章の附属書を意味する。

² 生産とは、産品の栽培、耕作、成育、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、狩猟、捕獲、収集、繁殖、抽出、養殖、採集、製造、加工又は組立てを含む作業をいう (3.1 条)。

³ 材料とは、他の産品の生産に使用される産品をいう (3.1 条)。また、原産材料とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう (3.1 条)。

⁴ 非原産材料とは、この章の規定に従って原産品とされない材料をいう (3.1 条)。

B) 域内原産割合 (3.5 条及び附属書 3D) *

各締約国は、産品が原産品であるかどうかを決定するため、この章 (関連するこの章の附属書を含む。) に定める当該産品の域内原産割合 (RVC⁵) の要件を、重点価額方式 (特定の非原産材料の価額に基づく計算式)、控除方式 (非原産材料の価額に基づく計算式)、積上げ方式 (原産材料の価額に基づく計算式)、純費用方式 (自動車関連産品にのみ適用する計算式) のいずれかの計算式により算定することを定める (3.5 条)。実際の計算式は以下の表 1 のとおりである。

表 1

RVC 計算方式	具体的計算式
重点価格方式	$\text{RVC} = \frac{\text{産品の価額}^6 - \text{非原産材料の価額 (特定の材料のみ)}}{\text{産品の価額}^7} \times 100$
控除方式	$\text{RVC} = \frac{\text{産品の価額} - \text{非原産材料の価額}^8}{\text{産品の価額}} \times 100$
積上げ方式	$\text{RVC} = \frac{\text{原産材料の価額}^9}{\text{産品の価額}} \times 100$
純費用方式	$\text{RVC} = \frac{\text{純費用}^{10} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}} \times 100$

C) 純費用 (3.9 条) *

各締約国は、附属書 3D が HS8407.31 から 8407.34、8408.20、8409.91 から 8409.99、87.01 から 87.09 又は 87.11 の自動車関連産品の域内原産割合の要件について規定する場合、純費用方式に基づいて当該自動車関連産品の原産国を決定するための要件が、3.5 条に従って算定されることを定める (3.9 条 1)。

本条において、「純費用」とは、総費用¹¹から、販売促進、マーケティング及びアフター

⁵ Regional Value Content の略。

⁶ 「産品の価額」とは、産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう (3.1 条定義参照)。

⁷ 厳密には、附属書 3D の適用可能な品目別規則において特定され、かつ、産品の生産において使用される非原産材料 (原産地不明の材料を含む。) の価額をいう (3.5 条 1 定義参照)。

⁸ 厳密には、産品の生産において使用される非原産材料 (原産地不明の材料を含む。) の価額をいう (3.5 条 1 定義参照)。

⁹ 厳密には、一又は二以上の締約国の領域において産品の生産に使用される原産材料の価額をいう (3.5 条 1 定義参照)。

¹⁰ 後述の自動車関連項目を参照。

サービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費等を減じたものをいい (3.9条2(a))、
「自動車関連製品の純費用」とは、自動車関連製品に合理的に割り当てる¹²ことができる純
費用をいう (3.9条2(b))。

D) 累積 (3.10 条) *

各締約国は、産品が一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者によっ
て生産される場合には、当該産品が原産品であることを定める。ただし、当該産品が 3.2 条
(原産品) に定める要件及びこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合に限
る (3.10 条 1)。各締約国は、他の締約国の領域において他の産品の生産に使用される一又
は二以上の締約国の原産品又は原産材料を当該他の締約国の領域における原産品又は原産
材料とみなすことを定める (3.10 条 2)。各締約国は、一又は二以上の締約国の領域におい
て一又は二以上の生産者により非原産材料について生産が行われる場合には、当該生産が
当該非原産材料自体に原産品としての資格を与えるために十分であったかどうかにかかわ
らず、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該生産を当該産品の原産割合
の一部として考慮することができることを定める (3.10 条 3)。

E) 僅少の非原産材料 (3.11 条及び附属書 3C、附属書 3D) *

各締約国は、原則として、産品が品目別原産地規則に定める適用可能な関税分類の変更
の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、当該産品に含まれる全ての当該非
原産材料の価額が当該産品の価額の 10%を超えず、かつ、当該産品がこの章に規定する他
の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める (3.11 条 1)。

なお、各締約国は、3.11 条 (僅少の非原産材料) の規定を、一定の材料等には、適用し
ないことを定める (附 3C (3.11 条 (僅少の非原産材料) の規定の例外))。

F) 原産地規則に関するその他の規定

原産地規則に関しては、上記のような基本原則のほかにも、再製造品の生産に使用され
る回収された材料の取扱い (3.4 条)、生産に使用される材料及びその価額等 (3.6 条～3.8
条)、代替性のある産品又は材料 (3.12 条)、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他
の資料 (3.13 条及び附属書 3D)、小売用の包装材料及び包装容器 (3.14 条及び附属書 3D)、
輸送用のこん包材料及びこん包容器 (3.15 条)、間接材料 (3.16 条)、産品のセット (3.17
条) 並びに通過及び積替え (3.18 条) に関する規定が置かれている。

¹¹ 「総費用」とは、産品に係る全ての製品原価 (材料の価額、直接労務費、直接経費等)、期
間原価 (販売費、一般管理費等) 及び他の費用 (製品原価、期間原価以外の全ての費用) であっ
て、一又は二以上の締約国の領域において生ずるものをいう (3.9 条 5(h))。

¹² 「合理的に割り当てる」とは、一般的に認められている会計原則に従って適当な方法で配分
することをいう (3.9 条 5(d))。

これらのうち重要性の高い規定をいくつか挙げると、例えば、各締約国は、一又は二以上の締約国の領域において取得される回収された材料が、再製造品の生産に使用され、及び再製造品に組み込まれる場合には、原産品として取り扱われることを定める（3.4条1）。

また、各締約国は、産品が、完全に得られるかどうか又は品目別原産地規則に定める加工の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定する場合には、附属品、予備部品、工具又は解説資料その他の資料については、考慮しないこと等を定めるとともに（3.13条1）、間接材料¹³については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定める（3.16条）。

さらに、各締約国は、①原産品が非締約国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合、②原産品が一又は二以上の非締約国の領域を経由して輸送される場合であっても、(a)締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていない（積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国の領域へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業は除く。）、(b)非締約国の領域にある間、当該非締約国の税関当局の監督の下に置かれているという要件を満たす場合、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める（3.18条1、3.18条2）。

2. 原産地手続

A) 特恵待遇の要求（3.20条、附属書3A及び附属書3B）

①自己申告制度*

各締約国は、原則として、輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地証明書に基づき、当該輸入者が関税上の特恵待遇の要求を行うことができることを定める（3.20条1）。ただし、輸出締約国は、自国の領域から輸出される産品の原産地証明書について、権限のある当局が発給するもの又は認定された輸出者が作成するもののいずれかとすることを要求することができる（附3A）。

②原産地証明書の必要的記載事項

原産地証明書には、証明者の情報、輸出者・生産者・輸入者の情報、産品の品名及びHSコード（6桁）、原産地規則、証明者の署名（誓約文言付）等を記載する（附3B）。

B) (2) 原産地証明書の根拠（3.21条）

¹³ 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査に使用される材料（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される材料をいい、例えば、「燃料、エネルギー、触媒及び溶剤」などが含まれる（3.1条定義参照）。

各締約国は、生産者、輸出者又は輸入者が、産品が原産品であることを証明するために原産地証明書を作成する場合に、依拠することのできる情報（書類）、合理的な信頼の範囲等について定める。

C) 原産品であることの確認 (3.27 条) *

① 確認手段

輸入締約国は、自国の領域に輸入される産品が原産品であるかどうかを決定するため、輸入者、輸出者又は生産者に対し、以下の手段により、関税上の特惠待遇の要求について確認を行うことができる (3.27 条 1)。

- (a) 当該産品の輸入者に対し、情報について書面により要請すること
- (b) 当該産品の輸出者又は生産者に対し、情報について書面により要請すること
- (c) 当該産品の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと
- (d) 繊維又は繊維製品については、4.6 条（確認）に規定する手続をとること
- (e) 当該輸入締約国と当該産品の輸出者又は生産者が所在する締約国との間で決定するその他の手続をとること

輸入締約国は、確認を行う場合には、輸入者、輸出者又は生産者から直接情報を受領する (3.27 条 2)。

② 確認における手続保障等

輸入締約国は、①輸入者、輸出者又は生産者に対し、情報について書面による要請の受領の日から少なくとも 30 日の期間を与える、②輸出者又は生産者に対し確認のための訪問についての書面による要請に同意するため又は当該要請を拒否するため、当該要請の受領の日から 30 日の期間を与える、③確認の後、できる限り速やかに、遅くとも決定を行うために必要な情報を受領した後 90 日以内に、かつ最初の情報についての要請その他の行動をとった後 365 日以内に決定を行う等の手続保障を行う (3.27 条 6)。

輸入締約国は、①(b)の確認の要請を行う場合には、輸出者又は生産者が所在する締約国の求めに応じ、自国の法令に従い、当該輸出者又は生産者が所在する締約国に通報する。当該輸出者又は生産者が所在する締約国は、当該輸入締約国の求めに応じ、適当と認める場合には、自国の法令に従い、当該確認を支援（当該確認のための連絡先の提供、当該輸入締約国に代わる当該輸出者又は生産者からの情報収集等）することができる (3.27 条 7)。

輸入締約国は、①(c)の確認を開始する場合には、訪問の要請を行う時に、輸出者又は生産者が所在する締約国に通報し、当該輸出者又は生産者が所在する締約国の職員が当該訪問の期間中当該輸出者又は生産者に同行する機会を与える (3.27 条 8)。

輸入締約国は、書面による決定を送付する前に、輸入者及び当該輸入締約国に直接情報を提供した輸出者又は生産者に対して確認の結果を通報し、並びに関税上の特惠待遇を否認する意図を有する場合には、これらの者に対し、産品が原産品であることに関する追加

的な情報の提出のために少なくとも 30 日の期間を与える (3.27 条 9)。

D) 関税上の特惠待遇の要求についての決定 (3.28 条) *

輸入締約国は、①製品が特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合、②3.27 条の規定に基づく確認により、製品が原産品であることを決定するのに十分な情報を得られなかった場合、③輸出者、生産者又は輸入者が 3.27 条の規定に基づく情報についての書面による要請に対して回答を行わない場合、④輸出者又は生産者が確認のための訪問についての書面による通報を受領した後、3.27 条の規定に基づく書面による同意を与えない場合、又は、⑤輸入者、輸出者又は生産者がこの章に規定する要件を満たさない場合、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる (3.28 条 2)。

E) 原産地手続に関するその他の規定

原産地手続に関しては、上記のほかにも、原産地証明書における表現の相違の取扱い (3.22 条)、一定の場合における原産地証明書の免除 (3.23 条)、関税上の特惠待遇を要求する輸入者が負う一定の義務 (3.24 条)、原産地証明書を作成する輸出者又は生産者が負う一定の義務 (3.25 条)、関税上の特惠待遇を要求する輸入者及び原産地証明書を提供した自国の領域の生産者又は輸出者が負う 5 年間の記録保管義務 (3.26 条)、輸入後の還付及び関税上の特惠待遇の要求 (3.29 条)、罰則 (3.30 条)、秘密の取扱い (3.31 条) に関する規定が置かれている。

II. 解説・コメント

1. 本則

《TPP における原産地基準の基本的枠組み》 TPP に基づく特惠税率 (TPP 税率) が適用されるためには、①輸出入される製品について、譲許表等において、TPP 税率が設定されていること、②原産地基準 (当該製品 (貨物) が原産品であること) を満たしていること、及び③税関に対して原産品であることを申告するなどの手続的要件を満たしていること、という 3 つの要件を充足する必要がある。

このうち原産地基準については、第 3 章の第 A 節 (原産地規則)、附属書 3C、附属書 3D に個別具体的な規定が置かれている。原産地基準の原則的要件 (原産品となるための要件) は 3.2 条に規定されているところ、これは、①完全生産品、②原産材料のみからなる製品、及び③品目別原産規則を満たす製品 (実質的変更基準) という 3 つのカテゴリーに分類される (3.2 条(a)ないし(c))。また、上記原則的要件に対しては、累積、デミニミス (僅少の非原産材料) などの例外が設けられており、これらの例外的要件を充足する場合も原産品

であると認められる。

原産地基準を上記のように 3 類型に分類した上で累積等の一定の例外を設けるという構造自体は、日本がこれまで締結してきた EPA における原産地基準と特に異なるところはなない。したがって、TPP における原産地基準を検討する上では、日本が締結した EPA における原産地基準の解釈が一定の範囲で参考になる。

《完全生産品》 完全生産品とは、一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であるところ (3.2 条(a))、かかる産品は、生産に関係する全ての工程が締約国内で完結する産品と言い換えることもでき、3.3 条(a)ないし(k)において具体的な類型が列挙されている。例えば、生きていた動物であって、TPP 締約国の域内において生まれ、かつ育成されたもの (家畜等) については、生産工程が締約国内で完全に行われるため、完全生産品に該当する (3.3 条(b)参照)。

《原産材料のみからなる産品》 TPP 締約国の原産材料のみから完全に生産される産品も、「原産材料のみから完全に生産される産品」として、原産品に該当することとなる (3.2 条(b))。なお、かかる場合に生産に使用される材料 (一次材料) は全て原産材料であるが、個々の一次材料のうち少なくとも一つは、第三国の非原産材料に実質的変更が加えられたものということになる。この点については、上述した完全生産品の場合、一次材料、二次材料、三次材料と、どこまで遡っても非原産材料が現れないのと対照的である¹⁴。例えば、TPP 締約国において、TPP 締約国の原産材料であるオリーブオイルからオリーブ石鹸を製造するケースでは、オリーブオイルの材料を遡るとオリーブは第三国 (非締約国) で生産される非原産材料となるような場合、上記オリーブ石鹸は、完全生産品ではなく、原産材料のみから完全に生産される産品に該当する¹⁵。

《品目別原産規則 (実質的変更基準) を満たす産品》 TPP 域内において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準といった品目別原産規則に定める基準を満たす産品についても、原産品に該当する (3.2 条(c)、附 3D 「第 A 節 解釈のための一般的注釈」 2 条)。かかる基準は、EPA でも採用されているいわゆる実質的変更基準 (実質的変更が加えられた産品であるかを基準とするもの) であり、生産に 2 か国以上が関与している場合に、生産工程において「実質的な変更」が起こった国を原産地とする考え方である。また、簡潔に

¹⁴ 鷲尾紀吉「日本の EPA 推進と原産地規則」中央学院大学商経論叢 22 巻 2 号 (2008) 98 頁参照。

¹⁵ 酒井健太郎「TPP の原産地規則の概要」貿易と関税 2016 年 3 月号 5 頁参照。

例えば、①関税分類変更基準とは、非原産材料と最終製品との間に特定の関税分類番号の変更があることを基準とするもの、②加工工程基準とは、商品に特定の加工（化学品の化学反応等）がなされることを基準とするもの、③付加価値基準とは、商品に一定の付加価値を付与することを基準とするものをそれぞれ指す。

(1) 関税分類変更基準：関税分類変更基準は、世界税関機構（WCO）の HS 条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に依拠している。HS 条約では、商品毎に類（2 桁）、項（4 桁）、号（6 桁）の HS 番号が設定されている。附属書 3D の B 節（品目別原産地規則）においては、特定の製品ごとに関税分類変更基準の細目が規定されている。例えば、HS 番号 15.01 から 15.09 については、「第 15.01 項から第 15.09 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更」と規定されており、類変更（CC：Change in Chapter）が前提となっているところ、非締約国のオリーブ（第 07.09 項）から TPP 締約国においてオリーブオイル（第 15.09 項）を製造する場合、第 7 類から第 15 類へと 2 桁の類レベルでの変更が行われることになるため、関税分類変更基準を充足することとなる¹⁶。類変更は、2 桁の類レベルでの変更を要するため、求められる加工（変化）の程度は比較的高い。TPP 原産地規則では、類変更の他に、項変更（CTH：Change in Tariff Heading）、号変更（CTSH：Change in Tariff Sub-Heading）を基準とする場合についても規定されている。関税分類変更基準は、HS 条約における品目番号の変更という客観的基準によって原産品か否かを判定するため、利用する企業側にとっては予見可能性が高く、生産計画を立てやすいというメリットがある一方で、生産工程ごとの品目番号を 1 つ 1 つ遡って変更を追跡する作業は極めて煩雑で手間もかかるとのデメリットも指摘されている¹⁷。

(2) 加工工程基準：加工工程基準については、附属書 3D の B 節（品目別原産地規則）の関連部分に注記を設けることで個別に規定されている。具体例としては、化学工業の生産品（第 6 部）に関して定められた①化学反応に係る規則、②精製に係る規則、③混合及び調合に係る規則、④粒径の変更に係る規則、⑤標準物質に係る規則、⑥異性体分離に係る規則が挙げられる。このうち化学反応に係る規則についていえば、第 28 類から第 38 類までの各類の製品であって「化学反応¹⁸」が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とされる（かかる場合、関税分類変更基準との選択制となっている点にも留意する必要がある）。例えば、材料であるプロピレンを第三国（非締約国）より輸入し、日本においてグリセリンを製造するような場合、日本での製造において、使用された非原産材料（プロピレン）に対する化学反応が行われてい

¹⁶ 同上 7 頁参照。

¹⁷ 鷲尾・前掲注（14）99 頁、100 頁参照。

¹⁸ この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、(a) 水その他の溶媒への溶解、(b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去、(c) 結晶水の追加又は除去といった工程は、化学反応ではない。

ることから、グリセリンは加工工程基準を充足することとなる¹⁹。

なお、加工工程基準に関しては、関税分類変更基準のように使用材料ごとの分類変更を証明しなくてもよいというメリットがあるが、他方で製品ごとにこのような規定を設けなければならない、規定の複雑化を招くといったデメリットもあるとの指摘がある²⁰。上記メリットは、TPPにおける加工工程基準にも概ね妥当するものといえる。これに対して、TPPにおいては、上述のとおり、例えば「第28類から第38類までの各々の製品」といったカテゴリーに化学反応という同一の加工工程基準を適用する建付けを採用していることからすれば、規定の複雑化を招くといった問題は必ずしも全ての製品について生じているわけではないように思われる。

(3) 付加価値基準：付加価値基準は、前述の説明を敷衍すれば、生産過程において付加される価値が最終製品全体の価値に占める割合が一定の比率（閾値）以上であれば、原産品と認めるものであるところ、TPPにおける付加価値基準に係る計算方式（域内原産割合の要件）としては、重点価格方式、控除方式、積上げ方式、純費用方式が規定されている（3.5条）。ある製品について付加価値基準が用いられる場合、附属書3DのB節（品目別原産地規則）は、上記いずれの方式を採用するかという点に加えて、閾値についても製品ごとに個別規定を置いている²¹。このうち、重点価格方式と純費用方式は今回のTPPの枠組みにおいて初めて導入されたものである一方で、控除方式、積上げ方式は、我が国が過去に締結したEPAにおいても採用されている計算方式である。

例えば、乗用自動車（HS番号87.03）について控除方式を採用する場合、付加価値基準を満たすには域内原産割合が55%以上である必要がある。この点につき、材料である車体の鉄鋼製品等を第三国（非締約国）より輸入し、日本で乗用自動車を製造するケースを想定した場合、製品全体の価額が10,000米ドル、非原産材料価額が2,000米ドルであるとするならば、日本での製造において付加された価値（原産材料価額、労務費、製造経費、利益等）は8,000米ドル（=10,000米ドル-2,000米ドル）であり、製品全体の価額（10,000米ドル）に対する割合は80%（55%以上）となることから、上記乗用自動車は付加価値基準（控除方式）を充足する²²。乗用自動車に関しては、控除方式の他に純費用方式を用いることができること（この場合、域内原産割合は45%以上となる）、関税分類変更基準の適用がないことにも留意する必要がある。

なお、重点価格方式は、一部の鉱工業品に適用される。控除方式との違いは、計算式の分子において控除される「非原産材料の価格」を特定の主要な材料のみに限る点である。

¹⁹ 財務省関税局・税関「[TPP 原産地規則について](#)」（2016年6月）12頁参照。

²⁰ 鷲尾・前掲注（14）100頁参照。

²¹ 附属書3DのB節では、同一の製品について、関税分類変更基準に加えて、積上げ方式、重点価格方式及び控除方式といった複数の付加価値基準がそれぞれに適用される域内原産割合とともに選択的に示されている場合もあることに留意する必要がある。

²² 酒井・前掲注（15）8頁参照。

《完全累積制度の実現》 累積とは、一般的に、一つの国では実質的変更を満たさないため原産品として認められないような産品であっても、複数の国における生産を重ね合わせると全体としては実質的基準を満たし、当該国の原産品とみなすというものである。累積は、①「モノ」の累積と「生産行為」の累積という観点、あるいは②完全累積と部分累積という観点からの分類が可能である。「モノ」の累積とは、他国の原産品を自国の原産材料とみなすものであり、「生産行為」の累積とは、他国等で行われた生産行為を最終製品の生産国が行った生産とみなすものである。一方で、完全累積とは、ある領域を一つの領域とみなして累積を行った上で原産品であるか否かを判断する方式であり、一部累積とは、締約国 1 か国ごとに原産品であるか否かを判断する方式である²³。

TPP における累積は、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積性が採用されている点が際立った特徴である。例えば、ある産品の最終組立を実施する締約国における付加価値割合が、当該産品に係る域内原産割合を下回っている場合、仮に累積制度がなければ原産品とは認められないが、完全累積制度により、TPP に属する別の各締約国において製造される基幹部品等の付加価値割合の足し上げ等が可能となることで域内原産割合を満たし、原産品と認められる場合があり得ることになる。さらに、TPP のもとでは、相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、産品の原産性判断に算入する制度が設けられており、上述の「モノ」の累積と「生産行為」の累積がいずれも採用されている点にも特徴がある（3.10 条 2、3.10 条 3）。

なお、日本がシンガポール、メキシコ等と締結した EPA においても完全累積制度が採用されており、我が国としては、今回の TPP において完全累積制度を初めて経験するわけではない。しかしながら、EPA が二国間協定であるのに対して、TPP は 12 か国を領域として含むものであり、このような広範な領域を横断する形で付加価値・加工工程の足し上げが可能となる完全累積制度が採用されていることが、TPP における原産地規則の最大のメリットの一つとなっている。すなわち、生産工程の分業が進み、1 か国単位で原産地規則を満たすことが困難になる中で、広域 FTA ともいわれる TPP の枠組みにおいて完全累積制度が実現すれば、より多様なネットワークに対して当該制度を活用することが可能となるため、日本企業にとっても最適な生産配分・立地戦略が可能となる²⁴。このように、TPP 原産地規則は、累積制度を通じて、TPP 域内におけるサプライチェーンの構築を促進するという重大な役割を担っているといえる²⁵。

²³ 鷲尾・前掲注（14）101 頁参照。

²⁴ 内閣官房 TPP 政府対策本部「[TPP 協定交渉について](#)」16 頁参照。

²⁵ 内閣官房 TPP 政府対策本部「[環太平洋パートナーシップ協定の概要（暫定版）（仮訳）](#)」4 頁参照。

《デミニミス (僅少の非原産材料)》 デミニミス (僅少の非原産材料) の基準は、非原産材料を使用している場合、当該使用がわずかな場合 (原則として製品の価額の 10%以下²⁶)、実質的変更基準を充足していない場合であっても、その産品を締約国の原産品と認めるという基準である (3.11 条)。デミニミスの基準は、関税分類変更基準が適用される産品のみ適用されるものであって、その他の実質的変更基準には適用されない。

なお、附属書 3C によれば、3.11 条 (僅少の非原産材料) の規定は、一部の農産品には適用しないとされており、一定の例外を設けている点に留意する必要がある。

《自己申告制度の導入》 TPP 税率の適用を受けるためには、輸入者は、輸入締約国の税関に対して、輸入する産品が TPP 上の原産地基準を満たす原産品であることを証明する必要がある。この点について、TPP では、貿易手続の円滑化のため、産品の輸入者、輸出者又は生産者自らが、当該産品が TPP の原産地基準を満たす原産品であることの証明書 (原産地証明書) を作成する自己申告制度が採用されている (3.20 条)。

我が国がこれまでに締結してきた EPA においては、①輸出締約国から権限を与えられた機関 (日本では日本商工会議所) が発給する原産地証明書により証明する制度 (第三者証明制度)、②輸出締約国の認定を受けた輸出者が作成する原産地証明書により証明する制度 (認定輸出者による自己証明制度)、及び③産品の輸入者、輸出者又は生産者自らが作成する原産地証明文書により証明する制度 (自己申告制度) が採用されてきた。このうち自己申告制度は、2015 年 1 月に発効した経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定 (日豪 EPA) において初めて導入されたものである。

日豪 EPA においては、第三者証明制度により原産地基準を満たす原産品であることを証明することもできたが、TPP では、第三者証明制度の定めがなく、原則として、自己申告制度のみが用いられることとなっている。

《事後確認手続》 本章では、原産性証明について自己申告制度を導入して貿易手続の円滑化を図る一方で、輸入締約国に対して原産性を事後的に確認する権利を与える (3.27 条)。

具体的には、輸入締約国は、①輸入者に対して書面により情報を求めること、②輸出者又は生産者に対して書面により情報を求めることができるほか、③輸出者又は生産者の施設を訪問することができる (3.27 条 1)。輸入締約国は、輸入者、輸出者又は生産者から直接情報を受領することができるが、②については、輸入締約国は、輸出者又は生産者が所在する締約国に対して確認の支援 (当該確認のための連絡先の提供、当該輸入締約国に代わる当該輸出者又は生産者からの情報収集等) を求めることもできる (3.27 条 7)。また、輸入締約国は、③の訪問確認を開始する場合には、輸出者又は生産者に対して訪問の要請

²⁶ 繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の 10%以下を基準とする。

を行う時に、輸出者又は生産者が所在する締約国に通報し、当該締約国の職員が訪問の期間中当該輸出者又は生産者に同行する機会を与えなければならない（3.27条8）。なお、③の訪問確認を行うためには、輸出者又は生産者の書面による同意が必要である（3.27条4(f)）。

輸出者、生産者又は輸入者が輸入締約国からの情報提供の要請に対して回答を行わない場合や輸出者又は生産者が輸入締約国による確認のための訪問に対して同意を与えない場合等には、輸入締約国は TPP 税率の適用を否認することができる（3.28条2）。

日豪 EPA においても同様の事後確認手続が定められており、関税暫定措置法 12 条の 2（日本の税関による事後確認手続）及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報提供等に関する法律²⁷（オーストラリアの税関による事後確認手続への支援）において対応する国内法の整備がなされている。

2. 自動車関連産品

自動車関連産品についての原産地規則については、交渉中特に議論された点であり、結果として自動車関連産品にだけ適用される特則も設けられたので、以下概要を説明する。

《交渉経緯等》 自動車関連産品（完成車及び自動車部品）の原産地規則、特に自動車部品の域内原産割合を何%にするかは、日本、米国、カナダ、メキシコの4か国間の交渉終盤の懸案として、報道でも大きく取り上げられた²⁸。NAFTAの恩恵を受けるカナダ、メキシコは、域内原産割合が低いと、中国などTPP域外からの原材料や部品がTPP加盟国の原産品として流入しやすくなるため、NAFTAに準ずる域内原産割合を求めるのに対し（NAFTAでの自動車部品に対する域内原産割合は60～62.5%）、日本は、中国、タイなどTPP域外国を含むサプライチェーン維持のため、逆の立場となる。最終的には以下のとおり合意された。

- ①自動車関連産品について付加価値基準を適用する場合、純費用方式による計算を認める（3.9条参照）（NAFTAで採用されている方式であり、上述のとおり、日本のEPAでの採用は初めてである。）。
- ②域内原産割合（純費用方式による場合）は、自動車部品について35～45%、完成車については45%。

²⁷ 平成 28 年 3 月 8 日に国会に提出された「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」は、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報提供等に関する法律」の法律名を「経済連携協定に基づく申告品原産に係る情報の提供等に関する法律」に改正する内容になっている。

²⁸ “Auto Parts Industries Weigh in on TPP ROO Ahead of Negotiating Session”, *Inside U.S. Trade*, September 11, 2015. “TPP Countries Head to Atlanta without Deal in Sight on Auto ROO”, *Inside U.S. Trade*, September 25, 2015.

③自動車部品が原産品と認められやすくするための特則（フレキシビリティ・メカニズム）を設定。

我が国産業界は、TPPの原産地規則について、「現行のグローバルなサプライチェーンの下で十分に対応できる内容となった」として評価するコメントを公表している²⁹。完成車メーカーは、海外での現地生産台数を年々増加させているが³⁰、為替相場の状況や次世代自動車の普及に伴って、生産立地・調達の自由度を確保できることは重要であり、TPPの原産地規則で、累積制度が導入され、また交渉の結果より我が国の当初主張に近い域内原産割合を実現できた³¹ことのメリットは大きい。部品メーカーが日本国内または海外拠点から他の部品メーカー等に輸出する場合はもちろん、中小企業が多い部品メーカーにとっては³²、海外進出、生産拠点の移転が必ずしも容易ではない場合もあると考えられ³³、グローバルサプライチェーンへの参加を促進するためにも、TPPの原産地規則によるメリットは大きい。なお、我が国の部品メーカーの海外事業では、中国のほか、ASEANの中でも、TPP参加国であるフィリピン、マレーシアのほか、タイ、インドネシアの存在感が大きく³⁴、TPP参加国が拡大すれば一層のメリットを得られることになる。

《域内原産割合の定め》 自動車関連製品の域内原産割合は以下表2のとおりであり（附3D）、いずれについても純費用方式、控除方式又は積上げ方式による計算が認められている（表2では積上げ方式は割愛しているが、割合は純費用方式と同じに設定されている。）。純費用方式より控除方式の方がコストを算入しやすいため、後者は高く設定されている。

表2

	関税分類変更基準	純費用方式	控除方式
エンジン（8407.33 - 8407.34）	なし	45%	55%
完成車（8702 - 8705）	なし	45%	55%

²⁹ 一般社団法人日本自動車工業会「[TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意について](#)」（2015年10月6日）、一般社団法人日本自動車部品工業会「[TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の暫定案文等の公表について](#)」（2015年11月9日）。

³⁰ 一般社団法人日本自動車工業会公表の海外生産に関する資料参照。伊吹英明「[自動車産業をめぐる構造変化とその対応について](#)」（日本貿易会月報2016年3月号（No.745）7頁）。

³¹ 報道によると、当初日本は、域内原産割合30%を主張していた。"Auto Rule of Origin Emerges as Key Obstacle During TPP Ministerial", *Inside U.S. Trade*, August 7, 2015.

³² 清响一郎「[21世紀自動車産業グローバル化の特質と日本中小企業の経営環境変化](#)」2～3頁（企業環境研究年報第20号（2016年2月）1頁）参照。

³³ 丹下英明「[自動車産業の構造変化と部品メーカーの対応 - 新興国低価格車市場の出現によるサプライチェーン変化に中小モノづくり企業はどう対応すべきか -](#)」50～51頁（日本政策金融公庫論集第13号（2011年11月）43頁）。

³⁴ 一般社団法人日本自動車部品工業会「[海外事業概要調査報告](#)」（2015（平成27）年度）。

エンジン付シャシ (8706)	なし	45%	55%
車体 (8707)	あり	35%	45%
バンパー・シートベルト (8708.10 - 8708.21)	あり	45%	55%
ブレーク・ギアボックス (8708.30 - 8708.40)	あり	45%	55%
車軸 (8708.50)	あり	40%	50%
ホイール (8708.70)	あり	35%	45%
サスペンション (8708.80)	あり	45%	55%
ラジエーター等 (8708.91 - 8708.93)	あり	35%	45%
ハンドル (8708.94)	あり	45%	55%
エアバッグ等 (8708.95 - 8708.99)	あり	40%	50%

《品目別規則に対する特則》 自動車関連製品の品目別規則については、附属書3D付録1³⁵で、以下の特則が設けられている（フレキシビリティ・メカニズム）。品目別原産地規則所定の要件（表2参照）の代替的手法を提供し、自動車部品を原産品とできる途を広げる。

①完成車の域内原産割合の適用において、下記表3A欄の7品目の自動車部品については、表2の域内原産割合を充足するかどうかに関わらず、締約国内で下記表3B欄の11工程のうち一つでも行われれば、原産品として、その部品の全額を完成車の域内原産割合に参入することができる（附3D付1・1条）。

表3

A	①強化ガラス (7007.11)、②合わせガラス (7007.21)、③トラック用車体 (8707.10)、④乗用車用車体 (8707.90)、⑤バンパー (8708.10)、⑥車体用プレス部品及び扉組立 (8708.29)、⑦駆動軸及び非駆動軸 (8708.50)
B	①複雑な組立て、②複雑な溶接、③ダイカストその他これに類する鋳込み成形、④押出成形、⑤鍛造、⑥熱処理、⑦積層、⑧切削、⑨金属成形、⑩鋳造、⑪スタンピング

②下記表4の自動車部品に関しては、当該部品（例えばエンジン）に使用される材料（例えばエンジンの材料）について締約国内で上記表3B欄の工程のうち一つでも行われれば、当該材料は当該部品の域内原産割合の算定において原産品となる（附3D付1・2条）。ただし、これにより当該部品の域内原産割合で算入できる当該材料の価額は、当該部品の価額又は純費用の5～10%の限度に限られる（附3D付1・3条）（表4の右欄参照）。

³⁵ 「特定の自動車及び自動車関連部品の品目別規則に関する規定」。

表4

エンジン (8407.33、8407.34、8408.20)	10%
エンジン付シャシ (8706.00)	10%
バンパー (8708.10)	10%
シートベルト (8708.21)	10%
その他車体の部分品 (8708.29)	5%
ブレーキ (8708.30)	10%
ギヤボックス (8708.40)	10%
駆動軸及び非駆動軸 (8708.50)	5%
サスペンション (8707.80)	10%
ハンドル (8708.94)	10%
エアバッグ (8708.95)	5%
その他完成車の部分品・附属品 (8708.99)	5%

III. 備考

ver.2 : II の 1 に具体例を追記し、II の 2 の「交渉経緯等」を加筆した。